

レクリエーション傷害補償プランについて

補償の範囲

行事(レクリエーション)に参加するために集合地に集合した時から解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者(主催者)の管理下にある間の事故によるケガを補償します。
集合・解散場所と参加者の自宅との往復途上におけるケガについても補償の対象にできる場合があります。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約の内容

- ・保険契約者 …………… 行事(レクリエーション)の主催者など
- ・被保険者(補償の対象者) …………… 行事(レクリエーション) **参加者全員**(役員・スタッフ等の主催者を含みます。)
- ・対象となる行事(レクリエーション) … **1日平均20名以上**の参加者があり、かつ、名簿等によって参加者を把握できる下記の行事(レクリエーション)

補償内容

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、3ページの「※印の用語のご説明」を参照ください(各欄の初出時のみ※印を付しています)。

(1) 基本補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
 <p>死亡保険金</p>	保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、当社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくとも、頸部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ● 入浴中の溺水※(ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくとも、誤嚥※によって生じた肺炎 ● 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ● 宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
 <p>後遺障害保険金</p>	保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
 <p>入院保険金</p>	保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、入院※された場合	[入院保険金日額]×[入院※した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は180日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
 <p>手術保険金</p>	保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術※の場合…[入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 (注) 1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
 <p>通院保険金</p>	保険期間中の行事に参加している間※の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[通院保険金日額]×[通院※した日数]をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

● 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師※の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。